

# 生活大国 5 年計画

— 地球社会との共存をめざして —

付. 経済審議会部会・小委員会報告

平成 4 年 6 月

経済企画庁

# 生活大国 5 年計画

— 地球社会との共存をめざして —



経済企画庁

「生活大国5か年計画 ー地球社会との共存をめざしてー」について

平成4年6月30日  
閣議決定

政府は、別冊「生活大国5か年計画 ー地球社会との共存をめざしてー」を平成4年度から平成8年度までの期間における経済運営の指針とすることを決定する。

内外諸情勢の変化に弾力的に対応するとともに、本計画の実効性ある推進を図るため、毎年、内外諸情勢、施策の実施状況及びその後の政策運営の在り方についての検討を行い、その結果を政策運営に反映させるものとする。

## 目 次

第 I 編 我が国の課題と政策運営	1
第 1 章 新たな視点と基本的課題	1
第 1 節 経済計画の背景	1
第 2 節 新たな視点	2
第 3 節 我が国の基本的課題－地球社会と共存する生活大国	2
第 2 章 地球社会と共存する生活大国への政策運営	3
第 1 節 政策運営の基本方向－環境と調和した内需主導型 経済構造の定着	3
第 2 節 生活大国への変革	4
第 3 節 地球社会との共存	4
第 4 節 発展基盤の整備	5
第 3 章 経済計画の基本的役割とその実施	6
第 1 節 経済計画の基本的役割	6
第 2 節 政府部門・民間部門の役割	6
第 3 節 経済計画の実施と情勢の変化への弾力的対応	7
第 II 編 地球社会と共存する生活大国のための施策	8
第 1 部 生活大国への変革	8
第 4 章 個人の尊重	8
第 1 節 ゆとりのための労働時間の短縮	8
1. 労働時間短縮のための制度の拡充	8

2.	労働時間短縮に向けた条件整備	9
第2節	充実した自由時間のための環境の整備	9
1.	豊かな学習・文化環境の形成	9
2.	余暇環境の整備	9
第3節	誰もが社会参加できる環境の整備	10
1.	女性が能力を発揮しやすい環境の整備	10
2.	高齢者の社会参加の促進	10
3.	障害者の社会参加の促進	11
4.	外国人にも住みやすい環境の整備	11
第4節	安全で安心できる生活の確保	12
1.	不安のない老後生活の確立	12
2.	健康な生活と医療の確保	13
3.	生活の安全の確保	14
第5章	生活者・消費者の重視	14
第1節	家庭・地域における生活の充実	14
1.	家庭生活の充実	15
2.	コミュニティ活動・ボランティア活動の充実	15
第2節	環境と調和した簡素なライフスタイルの実現	15
第3節	内外価格差の是正と透明な市場ルールの確立	16
第4節	充実した消費生活の基盤の確立	17
1.	自立した消費者のための条件整備	17
2.	利用者の立場に立った公的サービスの確立	17
第6章	特色ある質の高い生活空間の実現	18
第1節	住生活の充実	18
1.	土地対策の推進	18
2.	良質な住宅と住環境の形成	20
第2節	特色ある生活圏域の形成	21
第3節	生活に関連した社会資本整備	22
1.	快適な生活環境の形成	22

2. 圏域内の交通と交流の充実 .....	23
<b>第2部 地球社会との共存 .....</b>	<b>25</b>
<b>第7章 地球社会との調和 .....</b>	<b>25</b>
第1節 調和ある対外経済関係の構築 .....	25
1. 国際的に調和のとれた対外均衡の達成 .....	25
2. 制度・仕組みの国際的調和の推進 .....	25
3. 国際経済交流の促進 .....	26
第2節 受容力の高い社会の構築 .....	26
1. 人と文化の交流の促進 .....	27
2. 労働力の国際化への対応 .....	27
<b>第8章 地球社会への貢献 .....</b>	<b>28</b>
第1節 地球環境問題への貢献 .....	28
1. 地球環境保全へのODAの活用 .....	28
2. 我が国の経験と能力の活用 .....	29
第2節 国際貢献の新たな展開 .....	29
1. 国際平和・安定への貢献 .....	30
2. 知的な面での貢献 .....	30
3. 科学技術・エネルギー・保健医療面での貢献 .....	31
第3節 経済協力の多様な展開 .....	31
1. ODAの充実 .....	32
2. 広範な経済協力の推進 .....	33
3. 市場経済への移行に対する支援 .....	33
第4節 国際貢献のための新たな基盤の整備 .....	34
1. 国民の理解と参加の促進 .....	34
2. 資金面での基盤の整備 .....	35

第3部 発展基盤の整備 .....36

第9章 環境と調和した活力ある経済社会の構築 .....36

第1節 21世紀に向けた企業行動への変革 .....36

第2節 活力ある産業社会の構築 .....37

1. 産業の高度化の推進 .....37

2. 将来性を備えた農林水産業の構築 .....39

第3節 環境と調和した経済社会の構築 .....40

1. 環境調和型の生産・消費構造の形成 .....41

2. 環境調和型の地域構造の形成 .....42

第10章 発展への基礎的条件の整備 .....42

第1節 科学技術の振興 .....42

第2節 個性的・創造的な人材の育成 .....43

第3節 エネルギー政策の総合的推進 .....44

第11章 国土の特色ある発展 .....44

第1節 多様性をいかした地域の発展 .....44

1. 広域経済圏発展の促進 .....44

2. 地域間の相互交流の促進 .....45

第2節 東京一極集中是正への対応 .....46

1. 東京圏からの多様な機能の分散 .....46

2. 東京圏の秩序ある整備 .....46

第3節 21世紀にふさわしい国土形成 .....46

第III編 経済の姿と経済運営 .....48

第12章 経済の姿 .....48

第1節 地球社会と共存する生活大国への変革と経済の姿 .....48

第2節 完全雇用の達成と物価の安定 .....49

第13章 行財政運営及び金融政策	51
第1節 行財政運営の基本的方向	51
第2節 行政改革の推進	51
第3節 財政運営	51
1. 地球社会と共存する生活大国づくりと財政運営	51
2. 財政改革の推進	53
3. 地方財政	53
4. 今後の国民負担の在り方	53
第4節 金融政策	54
1. 金融の自由化・国際化の推進	54
2. 金融政策の運営	55

## 別 表

### 「生活大国5か年計画 ー地球社会との共存をめざしてー」 に関する経済審議会の答申

#### 経済審議会部会・小委員会報告

企画・公共部会報告	63
生活大国部会報告	89
地球的課題部会報告	143
発展基盤部会報告	187
社会資本小委員会報告	239
労働小委員会報告	277
経済協力小委員会報告	299
内閣総理大臣談話	331
経済審議会会長談話	335
附 録	339



# 第 I 編 我が国の課題と政策運営

## 第 1 章 新たな視点と基本的課題

### 第 1 節 経済計画の背景

(1) 現在、国際社会は大きな変革期を迎えている。

米ソ二大国を中心とした冷戦構造の終結に伴い、大きな流れとして世界は、平和を求める人類の願いがかなう方向に進みつつあるが、他面において、地域紛争や民族紛争が多発する懸念も高まっている。こうした紛争を未然に防ぎ、国際平和を維持していくための枠組みが必要となっており、国連の果たすべき役割が高まっている。

経済的な面においても、冷戦構造の終結に伴い、新たな秩序の構築が必要となっている。旧ソ連・東欧等の民主化・市場経済への円滑な移行は世界経済の大きな利益でもある。これら地域を取り込む形で世界経済の相互依存・グローバル化を一層推進することが求められている。一方、地域統合の進展を背景に、世界経済のブロック化を懸念する声が高まっている。また、保護主義、管理貿易の強まりなどが、戦後の世界経済の発展を支えた自由で多角的な貿易体制を揺るがすおそれもある。さらに、発展途上国における貧困問題や急速な人口増加、地球環境問題などの地球規模の課題も顕在化している。

このような国際環境の変化や地球規模の課題の顕在化により、既存の国際秩序は大きな変革が求められており、新しい秩序の構築に向けた世界的な努力が必要となっている。

(2) 他方、国内的にも新たな経済社会への変革が求められている。

これまでの我が国経済社会を振り返ると、第 2 次世界大戦後、経済成長や産業発展を重視し、経済力を高めるための様々な努力が積み重ねられてきた。その結果、我が国は他の先進国に比べ高い成長を遂げ、その経済規模は世界でも有数のものとなった。1 人当たり国民所得は世界的にみても高く、国民生活においては、物質的な消費などの面では豊かになっている。しかし、長い労働時間、高い物価水準、住宅・社会資本整備の立ち遅れ、生活環境の地域差等により、経済全体の豊かさと豊かさに対する個人の実感との間にかい離がみられる。また、個人が多様な選択肢を公正

に選べるような環境が必ずしも十分には整えられていない。さらに、近年の資産価格の大幅な変動が経済の健全性を損ない、国民生活に望ましくない影響をもたらした。

このような個人の豊かさの実感を妨げている諸問題の解決が求められている。

## 第2節 新たな視点

- (1) 世界経済の相互依存、グローバル化が進展するとともに、国境を越えた地球的規模の課題が顕在化している中で、我が国の国際的地位の上昇に伴い、地球社会における役割と責任も増大している。これらの課題の解決のためには、地球社会を全体としてとらえ、かけがえのない地球の上で我々がどう行動するかについて考えるという視点、つまり地球的規模で考える視点を我が国は持たなくてはならない。
- (2) 他方、真に国民が豊かさを実感できるようにするためには、今後、我が国は生活者・消費者を重視する視点に立って、経済社会の在り方を総点検し、自己実現の機会が十分与えられたより自由度の高い社会を実現すべきである。その意味で、人間一人一人を尊重する視点が重要である。

## 第3節 我が国の基本的課題—地球社会と共存する生活大国

- (1) こうした視点から、我が国は、今後、国際社会における自由と民主主義が尊重され市場経済の原理に基づいた新たな国際秩序の確立を目指し、国際協調の下で積極的な役割を担う必要がある。その際、我が国の経済力、技術力及び経験をいかし、構想の段階から率先して参画することが重要である。また、振り返って、地球的規模の視点から自らの経済社会を見直し、制度等の国際調和を推進するとともに、有限な地球環境と調和した生産や消費を目指す必要がある。つまり、「地球社会と共存する」社会が求められている。
- (2) 経済全体の豊かさと個人の実感との間のかい離を埋め、個人が豊かさとゆとりを実感できるようにすることが必要である。また、個々人に等しく機会が与えられ、自らの責任と社会を構成する一員としての自覚の下に、多様な人生設計ができる社会が求められている。つまり、国民一人一人が豊かさとゆとりを日々の生活の中で実感でき、多様な価値観を実現するための機会が等しく与えられ、美しい生活環境の下で簡素なライフスタイルが確立された社会としての「生活大国」への前進が図られなければならない。

- (3) このため、新しい計画では、地球的規模で考えるという視点と人間一人一人を尊重するという視点を常に併せ持ち、「地球社会と共存する生活大国」を目指すことを我が国の基本的課題とする。
- (4) 他方、我が国は労働力供給の伸びの鈍化、本格的高齢社会の到来、地球環境問題等長期的な取組を必要とする多くの課題に直面しつつある。新しい経済計画の期間（平成4年度～平成8年度）は、来るべき21世紀に備えこれら長期的課題の解決に取り組み、調和と活力に満ちた未来を築くための貴重な移行期にあると位置付けられる。その意味で、地球社会と共存する生活大国の基礎となる、21世紀に向けた我が国経済社会の発展基盤をこの計画の期間中に着実に整備することが必要である。

## 第2章 地球社会と共存する生活大国への政策運営

### 第1節 政策運営の基本方向—環境と調和した内需主導型経済構造の定着

- (1) 生活大国を目指すためには、完全雇用の達成と物価の安定を前提としつつ、国民経済の目標がより直接的に生活の質の向上に向けられるよう、経済成長の在り方やその成果の活用に対する考え方の転換を図っていく必要がある。
- (2) すなわち、個人を尊重することを基本として、単なる効率の優先から社会的公正にも十分配慮した視点へ、また生産者中心から生活者や消費者をより重視した視点へと転換させていかなければならない。その際、個人においてライフスタイルの変革が求められているとともに、企業についても意識の転換を進め、21世紀に向けた企業行動への変革を行うことが求められている。

これまでは、経済成長の成果が結果として国民生活の向上に還元されてきたが、今後は経済活動の過程においてより直接的に生活の質の向上が図られるようにすることが重要である。このため、生産のためだけでなくゆとりある暮らしのためにも時間を配分すること、フローの所得だけでなく生活環境などストック面の充実を図ること、東京への過度の集中を是正し各々の地域の特色ある発展を図ること、現在の豊かさだけでなく将来の豊かさも確実なものとし将来世代にも配慮することなど、様々なバランスが見直されなければならない。

- (3) 生活大国の実現を目指すことは、住宅や生活関連社会資本の整備などにより内需主導型の経済構造を定着させるとともに、内外価格差の是正や市場アクセスの一層の改善・輸入の促進など構造調整を推進するものである。さらに、国際的に競争条

件の調和を図ることや環境と調和した経済社会を構築することでもある。これらは、国際的にも評価される経済社会を実現することにつながる。他方、地球社会の繁栄・安定があって、初めて生活大国実現のための条件が整備される。つまり、一方の課題の解決は他方の課題の解決にも寄与するものとはいえ、限られた資源の下では、両者を同時に解決していくための努力が必要である。

- (4) このように、地球社会と共存し多面的なバランスが是正された生活大国への変革を進めることは、同時にこれに対応した新しい需要供給構造を構築することでもある。こうした変革を通じ、環境と調和した内需主導型の経済構造を定着させることを我が国の政策運営の基本方向とする。

## 第2節 生活大国への変革

個人の意識の変革を促しつつ、以下の施策の基本方向に沿って、生活大国への変革に取り組む。その際、より自由度の高い社会においては、自らの責任と社会を構成する一員としての自覚を持ち、一人一人をお互いに尊重し合うことが一層求められる。また、他人への思いやりや、自らの選択により積極的に社会や世界等に貢献することによって得られる充実感など精神的な豊かさも重視されなくてはならない。

### (個人の尊重)

自由時間が拡大され時間的ゆとりがあるだけでなく、自己実現を図ることができる選択の機会が十分に与えられる環境を整える。また、各人の生活を安定し、安心して暮らせるものとするため、高齢期を始め人生のどの段階においても、いざという時の不安がなく、生活の安全が保たれた環境をつくる。

### (生活者・消費者の重視)

家庭や地域での個人生活の充実、環境と調和した簡素なライフスタイルの実現、内外価格差是正及び充実した消費生活基盤の確立により、新しい生活の在り方を目指す。また、利用者の視点から行政サービスを見直す。

### (特色ある質の高い生活空間の実現)

住宅や生活関連社会資本の充実などにより、美しく、快適な生活環境を実現するとともに、中核都市とその周辺地域からなる特色ある生活圏域を形成する。

## 第3節 地球社会との共存

各国との国際協調の下で、以下の施策の基本方向に沿って、地球社会との共存を図

る。

#### **(地球社会との調和)**

世界経済のグローバル化、貿易・投資の相互依存が進展する中で、我が国経済社会を地球的規模の視点で見直し、制度・仕組みの調和や国際経済交流の促進により、国際的に調和のとれた対外均衡の達成に向け、継続的な努力を行う。さらに、経済面の交流だけではなく、人の交流などを通じ受容力の高い社会を構築する。

#### **(地球社会への貢献)**

地球環境問題、発展途上国問題などの地球的規模の課題に積極的に対応するとともに、旧ソ連地域・東欧地域等における市場経済への移行を適切に支援するなど、地球社会へ貢献する。また、政府開発援助（ODA）の充実等により多様な経済協力の展開を図る。その際、我が国の経済力、技術力及び経験をいかすとともに、特に、知的な面での協力を図る。さらに資金面での国際貢献の新たな基盤の整備についても検討する。

### **第4節 発展基盤の整備**

経済社会をめぐる基調の変化も踏まえ、以下の施策の基本方向に沿って、21世紀に向けた発展基盤の整備を進める。

#### **(環境と調和した活力ある経済社会の構築)**

21世紀に向けた企業行動への変革を図るとともに、地球社会と共存する生活大国への変革の過程で生み出される産業の新たなフロンティアへの展開により、活力ある産業社会を構築する。さらに、地球環境問題等に対応して、持続可能な経済発展を目指すため、大量生産、大量消費の社会システムを見直し、環境と調和した経済社会を構築する。

#### **(発展への基礎的条件の整備)**

我が国の経済発展の基盤であり、また、人類共通の課題を克服していく上でも今後ますます重要となる、科学技術、人材、資源・エネルギーをめぐる基礎的条件を整備する。

#### **(国土の特色ある発展)**

限りある国土資源と人間活動のバランスを保ち、国土全体で適切な機能分担が行えるよう、東京一極集中を是正し、21世紀にふさわしい多極分散型国土への構造的転換を進め、国土の特色ある発展を目指す。

### 第3章 経済計画の基本的役割とその実施

#### 第1節 経済計画の基本的役割

- (1) 市場経済を基調とする我が国においては、経済計画の基本的役割は、①望ましく、かつ実現可能な経済社会の姿についての展望を明らかにすること、②中長期にわたって政府が行うべき経済運営の基本方向を定めるとともに、重点となる政策目標と政策手段を明らかにすること、③家計や企業の活動のガイドラインを示すこと、にある。
- (2) 21世紀への貴重な移行期にある我が国経済には、従来にも増して新たな中長期的指針が必要とされている。そして、我が国の中長期的に目指すべき方向を明示することそのことが、世界の国々の我が国に対する理解を深めることとなり、我が国が地球社会との共存を図る上での一助となる。また、我が国における政府経済計画の策定とその実施は、かつてのソ連や東欧における指令型の経済計画とは異なる、市場経済の下での中長期的指針を示すという役割を持っている。その意味で、最近の国際情勢の下で、戦後12回目となる今次経済計画が持つ国際的意味合いは高まっている。

#### 第2節 政府部門・民間部門の役割

- (1) 地球社会と共存する生活大国への変革に、短期的な痛みや摩擦が伴うことは避けられないが、新たな経済社会への発展のためには不可避の課題である。このため、政府は本計画の円滑な実施が図られるよう、諸環境を整備する役割と責任を持つものである。同時に、この計画の実現のためには、国民や企業の理解と実現に向けての主体的な努力を欠くことができない。
- (2) この計画の下で、政府は、社会資本の着実な整備、社会保障制度の安定的運営、国際社会における役割の増大への対処等の役割を果たす。また、民間部門の活力を十分に発揮させるため、市場経済の活力が発揮できるような環境の整備を目指して規制緩和等を進めるとともに、新たな社会的要請にこたえ得るよう制度・仕組みを変革し、必要なものについては新たに整備する。その際、行政の透明化、手続きの簡素化とともに、既存の行政組織間の緊密な連携等を図ることにより個人や企業のニーズに適切に対応する。
- (3) 民間部門においても、個人や企業の意識の変革が求められている。個人について

は、自らの責任を自覚し、環境と調和した簡素なライフスタイルを目指すことが求められている。企業については、これまでの経営の在り方や企業慣行を見直し、透明性が確保され、個人の自己実現の機会が十分に与えられ、かつ、地域社会や国際社会の一員にふさわしい企業行動への変革が求められる。また、労働力の供給動向、環境、資源・エネルギー等の課題の解決に不可欠である技術革新を追求するとともに、新たなニーズに対応した産業のフロンティアを開拓していくことが必要である。

### 第3節 経済計画の実施と情勢の変化への弾力的対応

- (1) 計画の実施に当たっては、内外諸情勢の変化に弾力的に対応するとともに、計画に掲げる政策の着実な推進を図る必要がある。このため、流動的な内外経済情勢の下でガイドライン的な性格を持つ経済計画の実効性ある推進を図るため、毎年、経済審議会は、内外経済情勢及び施策の実施状況を点検し、毎年度の経済運営との連携を図りつつ、その後の政策運営の方向につき政府に報告するものとする。
- (2) 我が国を取り巻く諸情勢に急激な変化が生じた場合、または、その発生が予想される場合には、経済審議会は、随時、この計画に示した展望を見直すとともに、我が国がとるべき方策について提言する。